

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十二月二日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―三〇―一一一

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(極地観測等手当)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級（任期付研究員にあつて</p>	<p>(極地観測等手当)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級（任期付研究員にあつて</p>

は、適用される俸給表）に依じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の三十に相当する額を加算した額）とする。

職務の級等	手当額
行政職俸給表(一)七級以上の級 公安職俸給表(二)七級以上の級 海事職俸給表(一)六級以上の級 教育職俸給表(一)四級以上の級 研究職俸給表五級以上の級 医療職俸給表(一)四級以上の級 (略)	四千百円          (略)
行政職俸給表(一)六級、五級及び四	三千百円

は、適用される俸給表）に依じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあつては、当該額にその百分の三十に相当する額を加算した額）とする。

職務の級等	手当額
行政職俸給表(一)七級以上の級 公安職俸給表(二)七級以上の級 海事職俸給表(一)六級以上の級 (新設) 研究職俸給表五級以上の級 医療職俸給表(一)四級以上の級 (略)	四千百円          (略)
行政職俸給表(一)六級、五級及び四	三千百円

<p>級</p> <p>公安職俸給表(二)六級、五級及び四級</p> <p>級</p> <p>海事職俸給表(一)五級及び四級</p> <p>海事職俸給表(二)六級</p> <p>教育職俸給表(一)三級及び二級</p> <p>研究職俸給表四級及び三級</p> <p>医療職俸給表(一)三級及び二級</p>	<p>行政職俸給表(一)三級</p> <p>公安職俸給表(二)三級</p> <p>海事職俸給表(一)三級</p> <p>海事職俸給表(二)五級</p> <p>教育職俸給表(一)一級</p>
	<p>二千四百円</p>

<p>級</p> <p>公安職俸給表(二)六級、五級及び四級</p> <p>級</p> <p>海事職俸給表(一)五級及び四級</p> <p>海事職俸給表(二)六級</p> <p>(新設)</p> <p>研究職俸給表四級及び三級</p> <p>医療職俸給表(一)三級及び二級</p>	<p>行政職俸給表(一)三級</p> <p>公安職俸給表(二)三級</p> <p>海事職俸給表(一)三級</p> <p>海事職俸給表(二)五級</p> <p>(新設)</p>
	<p>二千四百円</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>研究職俸給表二級 医療職俸給表(一)一級 任期付研究員法第六条第二項の俸給表</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>研究職俸給表二級 医療職俸給表(一)一級 任期付研究員法第六条第二項の俸給表</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。